

## はちまん・あづちふるさとアカデミー規程

### 第1条 名称

本委員会は、はちまん・あづちふるさとアカデミーと称する

### 第2条 目的

本委員会は、はちまん・あづちふるさとアカデミー定款第4条の事業の一つとして会員の広範な活動と発信、交流を支援することを目的とする

### 第3条 役員・委員

定款11章補則(2)に基づき本会を置く

2. 本委員会の運営は、はちまん・あづちふるさとアカデミー理事の中から委員を選出して行う。任期は役員任期期間として再任を妨げない
3. 委員長は委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する

### 第4条 活動事項

本委員会は、前条の目的を達成するため、会員の協力により以下の活動を行う

1. 近江八幡市域及び滋賀県内の地域振興、産業興隆、文化発展に資する調査、研究並びに情報発信
2. ふるさと検定試験
3. 国内外の関連機関・団体との連携と交流
4. その他、本委員会の趣旨と目的に適合する活動

### 附則

この規定は令和3年3月1日より施行する

## はちまん・あづちふるさとアカデミー定款施行細則

### 第1章 会費

#### 第1条（入会）

本会に会員または賛助会員として入会を希望する者は、会費を納入しなければならない。

#### 第2条（会費）

会員及び賛助会員の年会費は次の通りとする。

- 1) 会員 5,000 円
- 2) 賛助会員 2,000 円（1口）

#### 第3条

入会金及び会費の支払いは、本会口座に振り込むか、または事務局会計担当者に直接納入するものとする。

### 第2章 実行委員会

#### 第4条（実行委員会）

実行委員会規程については、総会の議を経て制定または変更することができる。

### 第3章 改正

#### 第5条（改正）

本細則は理事会及び総会の議を経て、変更または廃止することができる。

### 附則

本細則は令和3年3月1日より施行する。